二　平成三十年一月二十六日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員十人の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量三・五トンを超える自動車

第二十七条に次の二項を加える。

25　二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。以下この項において同じ。）であって、平成二十八年十二月三十一日以前に製作されたものについては、次の各号に掲げる基準に適合するものであればよい。

一　二輪自動車（平成二十六年一月一日（輸入された自動車にあっては平成二十九年一月一日）以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）については、細目告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をデシベルで表した値が八十五デシベルを超える騒音を発しない構造であること。

二　二輪自動車（第九項の自動車並びに平成二十六年一月一日（輸入された自動車にあっては平成二十九年一月一日）以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）については、細目告示第四十八条第一項第二号の二、第百十八条第一項第三号及び第百九十六条第一項第三号の規定にかかわらず、第十三項及び第二十一項の規定によるほか、同告示別添三十八「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をデシベルで表した値が九十四デシベルを超える騒音を発しない構造であること。

三　次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車（第一項、第三項、第七項、第十項、第十四項及び第二十二項の自動車並びに平成二十六年一月一日（輸入された自動車にあっては平成二十九年一月一日）以降に、指定を受けた型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車並びに認定を受けた型式認定自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第四号及び第百十八条第一項第四号の規定にかかわらず、第九項、第十三項及び第二十一項の規定によるほか、法第七十五条第四項の検査又は施行規則第六十二条の三第五項（旧規則第六十二条の三の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは施行規則第六十二条の四の検査（国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車、型式認定自動車、騒音防止装置指定自動車及び騒音防止装置認定自動車並びに法第十六条の規定により抹消登録を受けた自動車及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）にあっては、新規検査又は予備検査）の際、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音及び同告示別添四十「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。

自動車の種別	騒音の大きさ	
	定常走行騒音	加速走行騒音
小型自動車	七十二	七十三
軽自動車	七十一	七十三

26　二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）であって、消音器（消音器と排気管が分割できる構造のものにあっては排気管を含む。）の改造、取付け又は取外しその他これらに類する行為（以下この項において「改造等」という。）により構造、装置又は性能に係る変更を行い、当該改造等が行われた後、初めて新規検査、構造等変更検査又は予備検査を受けるものについては、細目告示第百十八条第一項の規定にかかわらず、当分の間、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第六十八号）による改正前の細目告示第百十八条第一項の規定に適合するものであればよい。

第七十一条に次の二項を加える。

12　二輪の原動機付自転車（総排気量が〇・〇五〇リットルを超えるもの又は最高速度が五十キロメートル毎時を超えるものに限る。）であって、平成二十八年十二月三十一日以前に製作されたものについては、次の各号に掲げる基準に適合するものであればよい。

一　原動機付自転車（平成二十六年一月一日（輸入された原動機付自転車にあっては平成二十九年一月一日）以降に、施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けたものを除く。）については、細目告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をデシベルで表した値が八十五デシベルを超える騒音を発しない構造であること。

二　次の表の原動機付自転車の種別の欄に掲げる原動機付自転車（第五項の原動機付自転車並びに平成二十六年一月一日（輸入された原動機付自転車にあっては平成二十九年一月一日）以降に、施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けたものを除く。）については、細目告示第二百五十二条第一項第一号の二、第二百六十八条第一項第三号及び第二百八十四条第一項第三号の規定にかかわらず、第六項及び第八項の規定によるほか、同告示別添三十八「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさに掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。

原動機付自転車の種別	騒音の大きさ
第一種原動機付自転車	八十四
第二種原動機付自転車	九十

三　次の表の原動機付自転車の種別の欄に掲げる原動機付自転車（第一項から第四項、第七項及び第九項の原動機付自転車並びに平成二十六年一月一日（輸入された原動機付自転車にあっては平成二十九年一月一日）以降に、施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けたものを除く。）については、細目告示第二百五十二条第一項第三号及び第二百六十八条第一項第四号の規定にかかわらず、第五項、第六項及び第八項の規定によるほか、施行規則第六十二条の三第五項の検査の際、同告示別添三十九「定常走行騒音の測定方法」により測定した定常走行騒音及び同告示別添四十「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をデシベルで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。

原動機付自転車の種別	騒音の大きさ	
	定常走行騒音	加速走行騒音
第一種原動機付自転車	六十五	七十一
第二種原動機付自転車	七十一	七十一

13　二輪の原動機付自転車（総排気量が〇・〇五〇リットルを超えるもの又は最高速度が五十キロメートル毎時を超えるものに限る。）であって、消音器（消音器と排気管が分割できる構造のものにあっては排気管を含む。）の改造、取付け又は取外しその他これらに類する行為（以下この項において「改造等」という。）により構造、装置又は性能に係る変更を行ったものについては、細目告示第二百六十八条第一項の規定にかかわらず、当分の間、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第六十八号）による改正前の細目告示第二百六十八条第一項の規定に適合するものであればよい。

附　則

この告示は、平成二十五年一月二十七日から施行する。

○環境省告示第四号

騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第十六条第一項の規定に基づき、自動車騒音の大きさの許容限度（昭和五十年九月環境庁告示第五十三号）の一部を次のように改正し、平成二十六年一月一日から適用する。

平成二十五年一月二十五日　環境大臣　石原　伸晃

第一号中「被けん引自動車」の下に「及び二輪自動車」を加え、「、法第七十一条第一項」を「又は法第七十一条第一項」に改め、「又は規則第六十二条の三第五項の検査を受けようとするもの並びに原動機付自転車（法第二条第三項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）であって、規則第六十二条の三第五項の検査」を削り、同号の次に次の一号を加える。